

特定非営利活動法人 定款

特定非営利活動法人 Eureka Link WAKAYAMA 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Eureka Link WAKAYAMA という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども、保護者、障害のある人及び地域住民に対して、人とのつながりを通して、安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、一人ひとりが未来に希望を持ち、自分らしく生活し、自立した人生を歩むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 児童（障害児童含む）・保護者支援事業
 - ② イベント等を通じて、児童・保護者・地域がつながる支援事業
 - ③ 居場所づくり事業・学習支援事業（子ども食堂などを含む）
 - ④ 就労・自立支援事業
 - ⑤ その他この法人の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
-
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項

について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更

する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、主たる事務所に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	川島 有紀子
副理事長	上代 浩嗣
理事	中谷 匡登
監事	水城 実

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

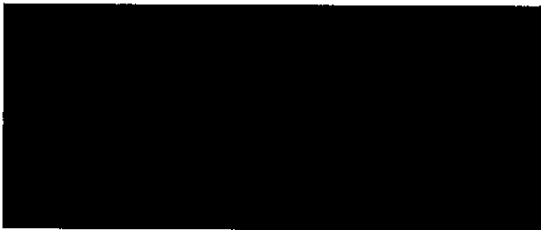
6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 正会員入会金 | 1,000 円 |
| 正会員会費 | 500 円 (1 年間分) |
| (2) 賛助会員入会金 | 500 円 |
| 賛助会員会費 | 500 円 (1 年間分) |

(法第10条第1項第2号イ関係)

役員名簿

特定非営利活動法人 Eureka Link WAKAYAMA

役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	かわしま 川島 有紀子		無
副理事長	じょうだい 上代 浩嗣		無
理事	なかたに 中谷 匡登		無
監事	みずき 水城 実		無

(注意事項)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、県条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1 趣旨

近年、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化、働き方や生活様式の多様化などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。身近に相談できる人がいない、子育ての悩みを一人で抱え込む、地域の中で孤立感を深めるといった状況は、特定の家庭だけの問題ではなく、地域社会全体で向き合うべき課題となっています。

また、子どもたちが健やかに成長するためには、家庭や学校だけでなく、地域のさまざまな人、仕事、文化、価値観に触れ、自分の可能性を知る機会が必要です。しかし、福祉、教育、子育て支援、地域活動、企業及び専門職等の取組は、それぞれに有意義な力を有しながらも、分野を越えた連携が十分でないため、必要な人に必要な支援や情報が届きにくいという課題があります。

私たちは、これまで子どもの発達及び成長への支援、保護者への相談支援、地域における交流活動等に関わる中で、子どもだけを支援するのではなく、その子どもを育てる保護者を支え、さらに家庭を取り巻く地域との関係を整えることの重要性を実感してきました。悩みや不安を抱えていた保護者が、自分の子育てを肯定できるようになり、子どももまた、安心できる関係の中で自信を取り戻していく姿から、人とのつながりが新たな気づきと一歩を生み出すことを学びました。

そこで私たちは、子ども、保護者、地域住民、事業者、専門職、教育・福祉関係者、行政及び市民活動団体等をつなぎ、互いの知識、経験及び資源を生かしながら、誰もが孤立することなく、自らの可能性に気づき、自分らしい一歩を選択できる地域社会を実現するため、「特定非営利活動法人 Eureka Link Wakayama」を設立します。

この法人は、子ども及び子育て家庭を中心とした地域住民に対し、体験、学習、交流及び相談の機会を提供する事業、子どもの健全育成及び保護者支援に関する事業、地域の多様な主体をつなぐネットワーク形成事業、研修及び情報発信事業、地域課題の解決に向けたイベントその他の協働事業等を行います。これらの事業を通じて、子どもの健全な成長、保護者の孤立予防及び安心の確保、世代や立場を越えた支え合いの促進並びに地域社会の活性化に寄与することを目指します。

ここでいう「自立」とは、経済的な自立だけを意味するものではありません。一人ひとりが自分自身を理解し、自ら選び、周囲と適切につながりながら、それぞれの力を生かして社会に関わっていくことを意味します。この法人は、人とのつながりを起点として、新たな気づき、すなわち「Eureka Moment」が生まれ、その気づきが行動や成長につながる環境を地域の中につくります。

これらの活動を個人の善意や一時的な取組にとどめず、継続性、公益性及び透明性をもって実施するためには、責任ある運営体制を整え、行政、企業、関係機関及び地域住民との対等な連携を進めることが必要です。また、寄附、助成、協賛及び事業受託等を適正に受け入れ、その成果を広く地域へ還元するためにも、法人格を取得することが不可欠であると考え、特定非営利活動法人として設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

設立者らは、これまで子ども及び保護者への支援、地域交流、福祉・教育関係者との連携等に取り組む中で、制度や所属の枠を越えて人と人とをつなぐ常設的な仕組みの必要性について意見を重ねてきました。

特に、子どもが多様な体験を得られる場、保護者が安心して休息し相談できる場、地域の

事業者や支援者が互いの役割を知り協力できる場をつくる構想を具体化する過程で、単発の催しだけではなく、その後も相談、交流及び協働が継続する組織が必要であるとの認識に至りました。

その後、本法人の理念、目的、事業内容及び運営方針について協議を行い、趣旨に賛同する者とともに設立準備を進めました。そして、設立総会において定款、事業計画、活動予算及び役員体制等について決議し、地域における公益的な活動を継続的かつ適正に推進するため、特定非営利活動法人の設立認証を申請することとしました。

令和8年7月27日

特定非営利活動法人 Eureka Link Wakayama

設立代表者 住所又は居所

氏名

川島有紀子

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

令和 8 年度の事業計画書

法人成立の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 Eureka Link WAKAYAMA

1 事業実施の方針

- ・ 子ども、保護者、障害のある人及び地域住民に対して、人とのつながりを通して一人ひとりの「できる」を育み、安心して安全に過ごせる環境を目指すと共に自立へつなげることを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定場 所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	事業費 の 予算額 (千円)
① 児童(障害児童含む)・保護者支援事業	つながりフェスを開催し、保護者の方などの育児相談のできる場所を提供し、相談できる場所・相手があることを知ってもらう。	令和 8 年 11 月 15 日 (日)	本町公園	10 人	1000 人 ～	597
② イベント等を通じて、児童・保護者・地域がつながる支援事業	つながりフェスを開催し、大人も子供も体験できるブースを設置する。また、ピラティス等の大人も交流できる場所を提供する。	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記、同一事業
③ 居場所づくり事業・学習支援事業(子ども食堂など含む)	子ども食堂を開催し、居場所を提供することで、つながり、安心できる場所を増やす。	令和 9 年 3 月頃	未定	10 名	100 人	100
④ 就労・自立支援事業	イベントや子ども食堂を通じて、お手伝いしたり温かみのある環境を知り、何かあった時にも相談しあえる環境をつくる。	同上	同上	同上	同上	上記、同一事業

(注意事項)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 上記2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 上記2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和 9 年度の事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

9

特定非営利活動法人 Eureka Link WAKAYAMA

1 事業実施の方針

子ども、保護者、障害のある人及び地域住民に対して、人とのつながりを通して、安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、一人ひとりが未来に希望を持ち、自分らしく生活し、自立した人生を歩むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定場 所	従事者の 予定人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	事業費 の 予算額 (千円)
① 児童(障害児童含む)・保護者支援事業	つながりフェスを開催し、保護者の方などの育児相談のできる場所を提供し、相談できる場所・相手があることを知ってもらう。	令和 9 年 9 月ごろ	本町公園	10 人	1000 人～	768
② イベント等を通じて、児童・保護者・地域がつながる支援事業	つながりフェスを開催し、大人も子供も体験できるブースを設置する。また、ピラティス等の大人も交流できる場所を提供する。	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記、同一事業
③ 居場所づくり事業・学習支援事業(子ども食堂など含む)	子ども食堂を開催し、居場所を提供することで、つながり、安心できる場所を増やす。	令和 9 年度、年 2 回以上開催	未定	10 名	100 人	100
④ 就労・自立支援事業	イベントや子ども食堂を通じて、お手伝いしたり温かみのある環境を知り、何かあった時にも相談しあえる環境をつくる。	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記に同じ	上記、同一事業

(注意事項)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 上記 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 上記 2 (2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)

令和8年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人Eureka Link WAKAYAMA

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費	20,000	40,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	560,000	560,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益	100,000		
	0		
	0	100,000	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			700,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	155,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	5,000		
通信運搬費	0		
消耗品費	37,000		
賃借料	440,000		
保険料	10,000		
その他経費計	697,000		
事業費計		697,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	10,000		
会議費	5,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	4,000		
消耗品費	3,000		
賃借料	0		
租税公課			
その他経費計	22,000		
管理費計		22,000	
経常費用計			719,000
当期経常増減額			-19,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-19,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-19,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注意事項)

重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む。）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例は71頁の様式例を参照）。

(法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」)

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人Eureka Link WAKAYAMA

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費	5,000	25,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	450,000	450,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	450,000	450,000	
受取補助金			
4. 事業収益			
	0		
	0	0	
5. その他収益			
受取利息	15		
雑収益	10,000	10,015	
経常収益計			935,015
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	165,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	8,000		
通信運搬費	3,000		
消耗品費	77,000		
賃借料	550,000		
保険料	15,000		
その他経費計	868,000		
事業費計		868,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	30,000		
法定福利費	0		
福利厚生費	30,000		
人件費計	60,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	25,000		
会議費	10,000		
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗品費	5,000		
賃借料			
減価償却費			
租税公課			
その他経費計	40,000		
管理費計		100,000	
経常費用計			968,000
当期経常増減額			-32,985
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-32,985
前期繰越正味財産額			-19,000
次期繰越正味財産額			-51,985

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注意事項)

重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む。)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい(表示例は71頁の様式例を参照)。